

【令和3年度午後の部第37問 解答例】

第1欄

【登記の事由】

会計監査人の変更
株主名簿管理人の設置
募集新株予約権の発行

【登記すべき事項】

令和3年3月23日会計監査人山田つばさ重任
令和3年4月1日株主名簿管理人を設置
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所
東京都港区乙町一丁目1番地
東証券代行株式会社 港支店
(本店 東京都渋谷区丙町二丁目2番地)
令和3年4月1日次のとおり発行
新株予約権の数 1,300個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
優先株式 13,000株
募集新株予約権の払込金額又はその算定方法若しくは払込みを要しないとする旨
無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
金1万円
新株予約権を行使することができる期間
令和5年5月1日から令和10年4月30日まで
新株予約権の行使の条件
新株予約権者が死亡した場合には、相続人はその権利を行使することができない

【登録免許税額】

金15万円

【添付書面の名称及び通数】

定款	1通
株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1通
取締役会議事録	1通
株主名簿管理人との契約書	1通

この解答は、クレール司法書士試験受験対策室が独自に作成した、7月5日14:00現在の解答です。後日変更する可能性があります。予めご了承下さい。

新株予約権の引受けの申込みを証する書面	3通
公認会計士であることを証する書面	1通
委任状	1通

第2欄

【登記の事由】	
新株予約権の消滅	
株式の譲渡制限に関する規定の変更	
取締役、代表取締役及び監査役の変更	

第2欄（つづき）

【登記すべき事項】	
令和3年6月18日次のとおり変更	
新株予約権の数 1,100個	
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法	
優先株式 11,000株	
令和3年6月30日変更	
株式の譲渡制限に関する規定	
当会社の普通株式を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	
令和3年6月30日以下の者任期満了により退任	
取締役A、取締役B、取締役C	
監査役D	
同日代表取締役A資格喪失により退任	
同日以下の者就任	
取締役E、取締役F、取締役G、取締役H	
千葉県松戸市丁町三丁目4番1号	
代表取締役G	
監査役I、監査役J	

【登録免許税額】	
金6万円	

【添付書面の名称及び通数】	
株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	1通

この解答は、クレール司法書士試験受験対策室が独自に作成した、7月5日14:00現在の解答です。後日変更する可能性があります。予めご了承下さい。

取締役会議事録	1通
取締役の就任承諾書	4通
監査役の就任承諾書	2通
代表取締役の就任を承諾したことを証する書面は取締役会議事録の記載を援用する	
印鑑証明書	6通
委任状	1通

第3欄

【登記することができない事項】

支配人の選任

【理由】

支配人の選任は、取締役会設置会社においては取締役会の決議により行うとされており、この決定を代表取締役に委任することはできない。しかし、本問の会社においては取締役会に委任された代表取締役Gが支配人を決定している。したがって、この支配人の選任については登記を申請することができない。

この解答は、クレール司法書士試験受験対策室が独自に作成した、7月5日14:00現在の解答です。後日変更する可能性があります。予めご了承下さい。

資格★合格クレール